

倫理規程

<前文>

株式会社南阿蘇ケアサービス（以下「当会社」という。）は、その設立の趣意に基づき、介護・医療・福祉ニーズを有するすべての人々が、住み慣れた地域において安心して暮らし続けていくことのできる社会の実現を願っている。

そのため、私たちは、一人ひとりの心豊かな暮らしを支える福祉の専門職として、ここに倫理規程を定め、自らの専門的知識・技術及び倫理的自覚をもって最善の介護福祉サービス提供に努め、お客様、自社のために自己を律するルールを守り併せて法令、規範等をはじめとした社会のルールを守らなければならない。

<本文>

（目的）

第1条 この規程は、株式会社南阿蘇ケアサービスの組織運営、諸事業の推進等に関わる全ての関係者が、当会社の社会的使命と役割を自覚し、当会社の目的、事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、当会社に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

（基本的人権の尊重）

第2条 当会社は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

（法令等の遵守）

第3条 当会社は、関連法令及びこの法人の定款、倫理規程、その他の規程、内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

2 当会社は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

3 当会社の役員及び職員（以下「役職員」という。）は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなくコンプライアンス規程に則り対応しなければならない。

（私的利益追求の禁止）

第4条 役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

(利益相反等の防止及び開示)

第5条 役職員等は、その職務の執行に際し、当会社との利益相反取引が生じる可能性がある場合には、直ちにその事実の開示その他当会社が定める所定の手続に従わなければならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第6条 役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第7条 当会社は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第8条 当会社は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研 鑽)

第9条 役職員等は、当会社の事業活動の成果の向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、取締役会での承認により行う。

附則 この規程は、令和4年6月1日から施行する。